

秋田県の知的財産への取り組み

秋田県学術国際部試験研究推進課

目次

1. はじめに
2. 知的財産を用いた地域産業活性化のための取り組みの概要
3. 知的財産戦略推進状況の概要
4. 弁理士・弁理士会に期待すること

.....

1. はじめに

秋田県では、県内の産業振興等を図り、本県社会経済の持続的発展に資するため、知的財産の創造、保護及び活用の指針となる独自の戦略を「秋田県知的財産戦略第1期戦略」として平成16年3月に策定しておりますが、第1期戦略では、公設試験研究機関における特許戦略が中心となっており、県内企業における知的財産活動に対する支援のあり方や、県立大学における知的財産のあり方等に関する戦略がありませんでした。

そこで、第1期戦略を知的財産に関する産学官全体の総合的な戦略として発展させるべく、「あきた総合科学技術会議」の審議を経て、平成18年3月に「秋田県知的財産戦略第2期戦略」を策定したところです。

ここでは、本戦略に基づき実施している具体的施策などについて紹介いたします。

2. 知的財産を用いた地域産業活性化のための取り組みの概要

(1) 知的財産からみた本県の特徴

特許行政年度報告書2006年版（都道府県別出願件数表、同登録件数表）によると、2005年における本県全体の特許出願件数は222件（全国44位）、特許登録件数は55件（全国40位）であり、永年にわたって全国低位となっています。

その一方で、公設試験研究機関に限ってみると、平成16年3月末現在での特許出願・登録件数は全国で第8位、東北6県では最上位（日本経済新聞社日経産業消費研究所調べ）であるなど、本県の公設試験研究

機関の「知財力」は全国上位です。

企業や大学における知的財産活動が消極的である中、公設試験研究機関が本県知的財産活動の中心的役割を担っている点が、本県の特徴と言えます。

(2) 知的財産を用いた公設試験研究機関の支援

秋田県の公設試験研究機関では、質の高い知的財産、すなわち技術移転可能な知的財産を創造する研究開発等の推進と県内企業等への県有知的財産の積極的な技術移転に取り組んでいます。

県有特許の実施許諾・譲渡は、平成18年9月末現在で延べ43件（契約更新含まず）となり、昨年度は実施許諾・譲渡が14件、実施料収入は約220万円とそれぞれ過去最高となりました。

原則として知的財産の実施主体とならない公設試験研究機関においては、自らのためではなく、県内企業等のために、質の高い（＝技術移転可能な）知的財産を創造し保護し活用するという理念に基づき、より一層県有知的財産の社会還元を促進して本県産業の振興等を図っていくこととしています。

(3) 知的財産に関する取り組み

後述する「秋田県知的財産戦略第2期戦略」に基づき実施している知的財産に関する具体的な取り組みは以下のとおりです。

【創造分野】

○知的財産付加価値向上モデル事業

公設試験研究機関において、県有特許の技術移転を希望する企業と共同で試作品づくりを行うなど、技術移転可能な状態まで県有特許の付加価値を高める（ビルドアップ）。

また、技術移転された県有特許についても、技術移転先企業と共同で改良を行うなど、県有特許の効能が最大限発揮される状態まで付加価値を高める（ブラッ

シュアアップ)。

【保護分野】

○知的創造サイクル基盤整備事業

公設試験研究機関において、研究員や企画部門の職員を知的財産に関する研修会やセミナー等に計画的に派遣して知的財産人材の育成を図るとともに、適法・適正な知的財産管理を行えるよう、弁理士等に対する相談費用を確保する。

【活用分野】

○知的財産活用促進事業

県有特許をわかりやすく紹介する「県有特許技術シーズ集」を作成するとともに、県内企業が一堂に会した場で、県有特許を積極的にPRする企業向け商談会を開催して、県有特許を積極的に技術移転する。

3. 知的財産戦略推進状況の概要

(1) 秋田県知的財産戦略第1期戦略の成果

公設試験研究機関の特許戦略を中心とする「秋田県知的財産戦略第1期戦略」のもと、平成16年、17年度の2年間で実施した取り組みに関して、主な成果は次のとおりです。

○職務発明対価の見直し

- ・登録補償金、実施補償金の増額

○企業等との持分比率、費用負担の適正化

- ・共同出願の場合は持分に応じて県が費用負担する方針に転換

○特許権消滅の仕組みづくり

- ・処分要領の制定
- ・不用特許権の処分に着手

○情報提供・営業活動の強化

- ・県有特許商談会の開催

○実施許諾の見直しと権利譲渡の仕組みづくり

- ・実施許諾要領の改正
- ・譲渡要領の制定

○特許管理機能の強化

- ・県有特許の所管一元化
- ・独自開発した県有特許情報管理システムによる情報一元管理
- ・職務発明審査会の業務適正化

(2) 秋田県知的財産戦略第2期戦略の概要

今後、秋田県は「秋田県知的財産戦略第2期戦略」

に基づき、公設試験研究機関だけでなく、大学や企業における知的財産への取り組みを強化・支援して、産学官全体での知的財産の創造、保護及び活用（知的創造サイクル）を促進していきます。

なお、秋田県知的財産戦略第2期戦略は下記ホームページからダウンロードできますのでご覧下さるようお願いいたします。

美の国あきたネット（秋田県HP）>組織別案内>学術国際部>試験研究推進課

○第2期戦略の内容

- ・県内企業等【産】－知的創造サイクルの総合的な支援－

平成18年4月から新たに知的所有権センター機能が付加される（財）あきた企業活性化センターにおいて、県内企業等における知的創造サイクルの総合的な支援を行う。

具体的には、県内企業等に対して、特許流通アドバイザーや特許情報活用支援アドバイザーによる知的財産に関する情報提供・普及啓発や、特許流通等の指導・相談を行い、併せて知的財産戦略の策定を支援する。

また、大学等との共同研究により独創的研究開発を行う県内企業等を補助制度等で支援するほか、地域結集型共同研究事業等の大型プロジェクトにより産み出された特許について、その維持・管理体制を強化のうえ技術移転を促進するなど、県内企業等における知的創造サイクルの促進をワンストップでサポートする。

- ・県内大学等【学】－知的創造サイクルの基盤整備－
法人化する秋田県立大学において、知的創造サイクルの基盤整備を進める。

具体的には、地域共同研究センターが中心となって知的財産ポリシーを策定し、職務発明や技術移転制度等基本的な制度を整える。

また、機関帰属による権利化と知的財産の社会還元を促進するため、特許出願費用等を確保するとともに、新たに目利き人材を雇用して研究者や企業等に対するアドバイスを行うなど、地域共同研究センターが知的財産本部機能を十分に発揮する。

- ・県（公設試験研究機関）【官】－知的創造サイクルの強化－

本県の知的財産活動の中心的役割を担っている公設試験研究機関において、「研究開発分野の重点化方針」と「知的財産戦略」に基づき、県有知的財産の量から

質への転換を進めるなど、知的創造サイクルを強化して、本県産業の振興等を図る。

具体的には、技術移転可能な特許や品種を数多く創造し、知的財産人材の育成と知的財産専門家の活用により知的財産管理機能を強化して知的財産を適正に保護し、県内企業等を対象とした県有特許技術シーズ集の作成や県有特許商談会の開催等により知的財産を積極的に技術移転する。

4. 弁理士・弁理士会に期待すること

現状では、東京、大阪等の一部の大都市に弁理士等が集中しており、秋田県などの地方には弁理士等の知的財産に精通した人材が不足している傾向にあります。

その一方で、国を挙げて「知的財産立国」の実現に向けた知的財産重視の取り組みを推し進めており、秋田県内においても知的財産活動が活発化しつつあり、

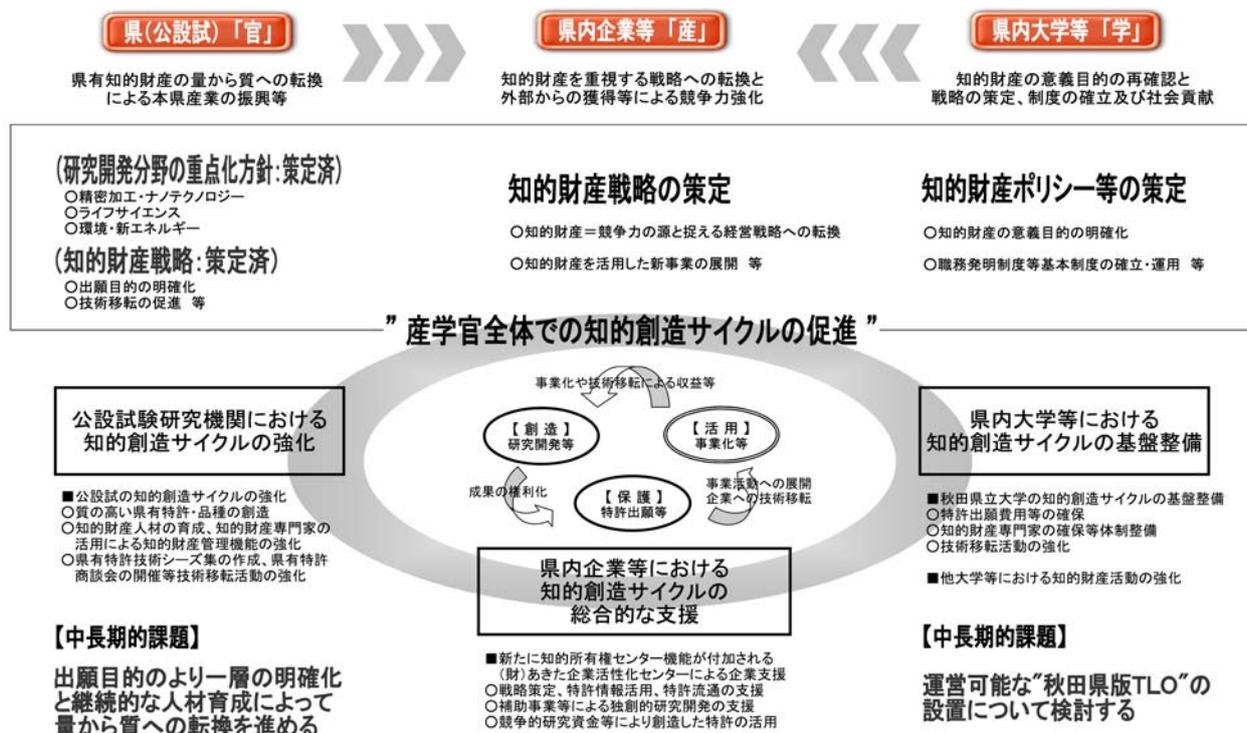
知的財産に関わる人も、機会も増えてきています。

このような状況下で、知的財産管理等を担当する者が、知的財産に関する様々な疑義等の問題を抱える機会も増えているように思いますが、秋田県内においては、知的財産に精通する人材が不足しており、知識を有する者に気軽に相談する機会に恵まれない場合が少なくありません。そして、知的財産に関する特別な専門知識を有しない担当者のみでは適法適正に事務を処理することが難しい場面も多々生じます。

したがって、知的財産に精通する人材が不足しがちな地方において、弁理士等によるサポート体制の充実に関する取り組みについて、今まで以上に力を注いでいただきたいと思えます。また、中長期的には、地方自治体等と弁理士・弁理士会が協力するなどし、地域産業の振興のため、地方における知的財産人材の育成について積極的に取り組んでくださることに期待します。

産学官全体での知的創造サイクルの促進

— 知的財産を核とした新たな成長戦略への転換による産業振興等 —



(原稿受領 2006.10.12)